

## ◇ 飲食費 5,000 円は税込みか税抜きか

**Q** : 1人当たり5,000円以下の飲食交際費は、損金算入できるということですが、その5,000円という金額は税込み金額ですか、それとも税抜き金額ですか?

**A** : その会社の経理方法によって違います。

### 【解説】

1人当たり5,000円以下の飲食費に、消費税が含まれるか否かは、その会社の経理方法によって異なります。すなわち、会社が税抜経理を採用していれば、消費税抜きで5,000円までとなりますが、税込経理を採用していれば、消費税抜きで4,761円(5,000円÷1.05、1円未満切捨て)が限度額となります。

消費税は、税込処理と税抜処理のいずれを採用してもいいのですが、原則として、すべての取引について統一して適用しなければなりません。ただし、売上等の収益にかかる取引につき税抜処理をしている場合には、固定資産、繰延資産及び棚卸資産(以下固定資産等)の取得にかかる取引又は販売費、一般管理費(経費等)の支出に係る取引のいずれかの取引について税込経理ができるほか、固定資産等のうち棚卸資産の取得にかかる取引については、継続適用を条件として、固定資産及び繰延資産と異なる方法を選択適用できるようになっています。そしてまた、売上等の収益にかかる取引につき税込経理をしている場合には、固定資産等の取得にかかる取引及び経費等にかかる取引について税抜処理を適用することはできず、すべて税込経理をしなければならないことになっています。

